

参議院法務・商工委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午後
二時四分開会

委員氏名

法務委員

青山 正一君
大川 光三君
一松 定吉君
棚橋 小虎君
宮城タマヨ君
秋山俊一郎君
雨森 常夫君
井上 知治君
大谷 瑩潤君
小林 英三君
松野 鶴平君
最上 英子君
吉野 信次君
赤松 常子君
龜田 得治君
藤原 道子君
山口 重彦君
後藤 文夫君
辻 武壽君

商工委員

近藤 信一君
青柳 秀夫君
古池 信三君
阿部 竹松君
相馬 助治君
大谷 贊雄君
小澤久太郎君
小幡 治和君
小西 英雄君
小西 英雄君
西川弥平治君

出席者は左の通り。

法務委員

青山 正一君
大川 光三君
一松 定吉君
棚橋 小虎君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
大谷 瑩潤君
龜田 得治君
藤原 道子君
辻 武壽君

商工委員

近藤 信一君
青柳 秀夫君
古池 信三君
相馬 助治君

委員

小幡 治和君
小西 英雄君
高橋進太郎君
高橋 衛君
加藤 正人君

大竹平八郎君
唐澤 俊樹君

法務大臣 唐澤 俊樹君
法務省民事局長 平賀 健太君
法務省次官 白濱 仁吉君
通商産業省 松尾 金蔵君
通商産業省 企業局長 金蔵君

政府委員
法務省民事局長 平賀 健太君
法務省次官 白濱 仁吉君
通商産業省 松尾 金蔵君
通商産業省 企業局長 金蔵君

事務局側
常任委員 西村 高兄君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

説明員
法務省民事局長 香川 保一君
大蔵省理財局長 庭山慶一郎君
通商産業省企業局長 川出 千速君
通商産業省第一課長 川出 千速君

本日、の会議に付した案件
○企業担保法案(内閣提出)

○委員(青山正一君) ただいまから、法務・商工委員会連合審査会を開会いたします。

私が委員長としての職務を行います。これより、企業担保法案につきまして質疑を行います。

質疑は商工委員の方を優先して行い、ことにいたしたいと存じますので、この点御了承願いたいと存じます。

それでは御質疑の方は、順次御発言願います。

○政府委員(平賀健太君) それでは、企業担保法案の提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

株式会社はその営業資金を調達するために社債を発行する場合、は、現実工場財団その他の各種財団を担保として利用しているわけであり、

しかし、この財団担保制度は、会社の企業を構成する特定の財産を集合して財団を設け、その上に担保権を設定するものであります。現在の企業におきましては、その企業施設に財団を設け、さらに設備の類を改廃、変動に伴いまして、この財団の組成物件について変更の手続をするというものは、きわめて煩雑であるばかりでなく、多くの時間と費用を要し、かなりの不便を来している実情にあるのであります。

そこでこの法律案は、このような不便を除くために、株式会社の総財産をその変動するままの状態において、社債の担保に供する簡便で、かつ、合理的な新しい担保制度を創設して、株式会社の営業資金の調達を円滑ならしめようというのがこの法案のねらいであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一、株式会社の総財産は、その会社の発行する社債を担保するため、企業担保権の目的とすることができ、これが第一であります。

第二は、企業担保権の得喪変更は、その登記をすることによって効力を生ずるものとされておるが、その手続を簡便化するために、会社の本店所在地の登記所において株式会社登記簿に登記をすればよいとされているのであります。

第三は、企業担保権は、会社企業の運営に伴って常時変動するその時々々の状態における会社の総財産に効力が及ぶものとされておいて、また、その関係で先取特権、質権及び担保権よりは常に後順位とされているのであります。

第四として、企業担保権が実行されたときは、差し押さえによって会社の総財産が固定して、この総財産を管財人が一括管理または任意契約によつて、売却するものとされているのであります。

第五は、会社の総財産の換価代金は、企業担保権者及びこれに優先する債権者にまず配当して、その残余を無担保の債権者に配当することになっているのであります。

以上がこの法律案の要点であります。

なお、この法律案におきましては、国際復興開発銀行からの借款等の特殊性にかんがみまして、日本開発銀行の特種の貸付金につきましては、例外的に、会社はその総財産に企業担保権を設定することができるとし、それから、なお担保附社債信託法その他の関係法律に所要の改正を附則において加えることとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨並びに概要でございます。

○委員長(青山正一君) それでは質疑に移りたいと存じます。

○近藤信一君 ただいま議題となりました企業担保法案について、最初に二、三の御質問を申し上げたいと存じます。

まず、この法案が出て参つたいきさつでございますが、私も商工委員会といたしましては、過去に幾たびか日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案という変な法案を審議したことがあるのであります。廃止法の一部を改正するというのは、はなはだおかしいことでございますが、この廃止法は、主文はただ日鉄法を廃止するというだけであるけれども、これには、附則が九項もついておりますのでございませう。その附則の中には、日鉄解体によつてできた八幡製鉄と富士製鉄、これらについては、日鉄法が廃止されても、なお日鉄時代と同じように、社債権者及び開発銀行が両会社に対する債権について、日鉄法廃止法施行後八年及び九年以内は、両会社の財産につき、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有しております。こういう規定があるのでございませうが、この八年及び九年以内というの

が、最初は短かつたのでございませう。何回かの改正で、これが積り積りまして八年及び九年ということになりました。この八年及び九年が、今年の八月五日に期限が切れることになっているのであります。そこで、この八月五日の来ないうちに、いま一度この日鉄法の廃止法というものを改正するか、また、あるいは他の法律の制定によりまして、そうして今回のこの企業担保法案が出てきたと、こういうふうに承わつておるのであります。商工委員会が連合審査を行おうとするのも、この法案が、企業にとつて、また、わが国の経済にとつて、非常に重大な関係を持つものであるから、かかる点から、私も質問をいたすのでございませう。また、他の一般の理由といたしましては、かねて幾たびか審議をしたこととございませう。この日鉄法廃止法との関係があつたからでございまして、そこで承わりたいのは、この法案は、右のように解釈して、廃止法の附則に加わるべきものであるかどうか、この法案が成立すれば、日鉄法は名実ともに廃止されることになるのかどうか、そうして、その社債権者、開銀債権者につきましても、この法案の附則第三項の効力を持つもので、八幡、富士の両製鉄会社に対しまして、今まで通りの取扱いができるようにしたと思ふのでございませうが、それとも、何かこれと違つた取扱いになるのかどうか、この点についてまず伺ひたいと存じます。

○國務大臣(唐澤俊樹君) お答えを申し上げます。この企業担保法案と、日本製鉄の後身であります今日の富士、八幡両株式会社との関係でございますが、この法案は、直接これと関係を持つておるわけではございませんけれども、この法案が成立いたしますれば、今お話のありましたような効力を持つことに相なるのでございませう。今お言葉のうちにありましたように、日本製鉄の後身である八幡、富士の両株式会社につきましては、昭和三十三年八月五日、今御指摘のこの期限までに両社が発行いたします社債、それからまた、この会社に対して日本開発銀行が融通いたします貸付金につきましては、法律の規定、当然の結果といたしまして、この会社の財産に対して先取特権が発生することに相なつております。そうしてそれは、昭和三十四年、来年の八月四日まで効力がある。こういうことになっておりますが、昭和三十三年の八月五日以後に発行いたします社債や、それから日本開発銀行からの融資等につきましては、この規定が及ばなくなるのでございませう。そこで一方、この先取特権にかわるものとしてすれば、たとえば富士、八幡にいたしましては、ある担保を作ろうといたしますれば、現行法の工場財団の抵当制度によるのは道徳はないのでございませう。ところが、この企業担保法案が幸ひにして成立いたしますれば、この規定によりまして、これは富士、八幡には限りませんが、すべての会社がこの企業担保法案の効果といたしまして、その財産を担保にかけると、そして工場財団の抵当制度に比べますと、その手数の点におきましても、また、費用の点におきましても非常に便宜を受ける、こういうことに相なるようになっております。なお、詳細なことは政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(平賀健太君) ただいま法務大臣から御説明の通りでございますが、なお、敷衍して申し上げますと、結局、先ほど御質問の通りの結果になるわけでございます。企業担保法案の附則の第二項でもちまして、開発銀行の特種の貸付金、富士、八幡両製鉄株式会社に對する貸付金もそれに含まれるわけでございますが、この法律案の附則の第二項の規定でもつて、開銀の貸付金については、企業担保権を設定できるということになります。関係の、実質的には日鉄法廃止法の附則のあのゼネラル、一般担保権にかわる作用を営むわけでございます。でありますから、日鉄法廃止法の附則規定によりまして、来年八月四日限り失効いたしました通り、来年八月四日限り失効いたしました、それまでの間にこの企業担保権に移り移る手続がされますならば、あとの心配はないと、そういうことになるわけでございます。

○近藤信一君 それでは次に、この法案の提案の御趣旨を拝見しますと、会社がその資金を調達するためには、社債を発行する、こういう場合がある。担保を供しなければならぬが、その担保を、あるがままに会社全体の総財産という形で全部を担保にすることにしようとするのであります。ところが、そうしますと、この担保の形というものは、今までの担保制度から見ますと、よほど目新しい制度だと思ふのであります。ことに、その総財産というものは、担保に供されながらも中身はいろいろ。幾ら変わつてもかまわない。こういうのですから、今までの物上担保制度が、はつきりした財産を押えて、これを担保に取つてあるから万が一貸付金が返されないようなときも大丈夫であると思ふに、これに比べますと、かなり不安定だと思はれるのであります。しかるに、この企業担保が、かえつて簡素で合理的だと申されるのです。が、他の担保制度と比較して、適切、合理的だと思ふし、る根拠はどこに一体あるのか、まず、これを伺ひたいのであります。

○國務大臣(唐澤俊樹君) お答えを申し上げます。この企業担保制度が、従来の財団抵当制度から見ますと合理的であるとわれわれが考へております。二、三の点を申し上げてみますならば、今日の財団抵当制度は、御承知のように、その適用を受ける企業が限定をされております。これは制度の性質上いろいろな理由がございませう、ある企業でない法律が適用されないことになつておりますから、この限定外の企業は今日の財団抵当制度の恩恵に浴することができません。従ひまして、一々の財産について、あるいは質権なりあるいは抵当権なりを設定する、こういうような固まつた財団が財団として経済的な価値があるのに、その制度の適用を受けないために、一々の財団について抵当権を設定するという實際に合わないような結果になるのでございませう。それからこの財団抵当制度の適用を受ける企業におきましても、その財団を組成したてております物件の範囲が限定されておりますから、その実質上はその財団に属している財産であ

りまして、その制限以外の財産はその財団のうちに加えられておりませんから、一括してその抵当の根拠となります財産のうちに加えられないことになるのでございます。ことに以上申し上げたこと以外におきまして、手続並びに費用の点を比較いたしますと、財団抵当制度から見ますと、この企業担保法案におけるその手続並びに費用は非常に簡素化されておりますから、この点で非常に節約ができるわけでございます。

ごくあらましを申し上げますと以上のことでありまして、なお、詳細は政府委員にお答え申し上げます。

○政府委員(平賀健太君) この企業担保制度の合理性はただいま大臣から御説明の通りでございます。まず、財団抵当制度は特定の企業だけしか利用できないということでございますが、例をあげますと、株式会社でありますところの百貨店などは財団抵当制度の利用ができないわけでございます。ところが、企業担保制度でありますところの百貨店などがその営業施設、在庫の商品、そういうものが財産の主たる内容であります。その総財産を担保として社債を発行するといふようなことがこの法律案によって可能になってくるわけでございます。

それから第二の点でございますが、従来の財団抵当制度におきましては、財産権のすべてが財団の組成物件になり得ない。その顕著な例は、会社が持つておりますところの債権であります。債権は従来の財団抵当制度においては財団の組成物件にならないのでございますが、この企業担保権におきましては、総財産の非常に重要な内容をなして

るわけでありまして、それから今百貨店の例をあげましたが、在庫の商品、こういうものも企業担保権の目的たる総財産の担保になるわけでございます。

財団抵当制度におきましては、こういう商品などは組成物件にならない。例をあげればそういうことになるわけでございます。なお御質問では、この企業担保権は弱いということがあるのでございまして、これは従来の特別担保に比しますと弱いのでありますけれども、これはやむを得ない。そのかわり、先ほど大臣から御説明になりましたようなそういう利点があるということ、この担保権としての弱さは相償えるのではないかと、こういうふうに考える次第でございます。

○近藤信一君 貸金のカナに取る担保はそれが確実に押えられるということが重要だと思われるのが普通のようでありまして、従って、その最も確実なものには質権であり、また、自分の手元に押えておける株券などでありまして、また、容易に動かない不動産担保だということになります。この企業担保では中身が異なりますが、社債の期限は大体七年が多いようでありまして、七年もたつ間に景気が一巡して参りまして中身が変る、こういうようなこともございまして、従って押えたと思つたのは着物だけ、中身はいつの間にかもぬけのから、こういうようなことになつておるといふようなこともあろうかと思つております。その点について、保証になるような制度がこの法案にはないような気がいたしますが、これは他の同僚諸君から質問も出ることだろつと思つたので、私は差し控えますが、要するにこの制度では、社債を発行する会社が中

身はもぬけのからになるような不徳義なこととはしない。また、そんな会社に対しては金融機関も社債の発行を認めないという、こういう信用を基礎といたしまして、この制度ができておると思われるのであります。そこで金融を見ておられる大蔵当局と企業を見ておられる通産当局とにお尋ねしたいのであります。今回この制度で社債発行は容易になるかどうかという点でございまして、これは容易になるにきまつたことと思つていますが、今まで社債を発行しなかつたような会社でも、手続が簡素になるから発行しようというふうなこともなると思ふが、この点いかがでございますか。また、金融機関は、これにより担保制度が合理的になるから、今までの貸付制度を改めて社債によることにしようとするかどうか、こういう制度はできたが実用にならなかつたというのでは困るのではないかと。この点を一つお伺いいたしたいと思つております。

○説明員(川出千運君) 企業担保は約定担保でございます。社債を発行する会社とそれから金融機関との話し合いがつかないといけないわけでございます。従来、日鉄禁止法等でやつておりました一般担保制度の法定担保と違つた点でありますので、その辺は今後、金融機関がどの範囲の企業を対象にして企業担保を運用していくかという信用関係によつて制約されるのではないだろうかと思つております。従つて、現在より、この制度ができたために社債を発行する会社がふえるかどうかという点は、その辺、金融機関がどういう態度でいくかということに非常に影響がと、さういふことについて、簡単に

常信用度が高いといふものであつて、従来社債を発行してないといふものがあれば、その範囲では拡充されていくのではないだろうかといふふうに考へております。

○説明員(山本慶一郎君) 今通産省から説明がありましたことと大体同じようにわれわれも考へております。この制度は現在の財団制度よりも非常に手続が簡単にできますのであります。それをその制度を使うか使わないかは、これはやはり金融機関の考え方にかかつております。現状では、これができましたならば、直ちにこのために社債の発行がふえるといふことには必ずしもならないと思つております。それはもつと全体の一般の経済がどうなるかの問題にかかつておりますが、少くとも優良な会社、優良な企業は、この制度によりまして比較的社債を容易に出し得る格好になるであらうことは予想されます。それ以上のことは、現在では申し上げられないのじやないかと、さういふに考へております。

○近藤信一君 ただいまのお話で多少わかりましたが、こういう制度はわが国でも特殊な会社で、たとえば先ほどの製鉄会社やそれから電力会社で、実際にやつておることは存じておりますが、今回のように、企業全般に及ぼすことは初めてであります。しかし、このような企業担保の制度を広く実施しておるところは外国には例が多いのだと思つておるが、その実例がどこか実施しておるか、それからまた、どんな成績をおさめておるか、また、それと今回わが国で行わんとする制度との相違点はどんなところにあるかと、さういふことについて、簡単に

よろしいから、知つておられる範囲でお教へを願ひたいと思つております。

○政府委員(平賀健太君) 私ども調べました範囲では、企業担保制度に類似しておる制度を持つておるのには、さしたつてイギリスだけのようでございます。でイギリスでは判例法でもあつて、フローティング・チャージ、浮動担保と訳しておりますが、フローティング・チャージという制度が裁判所の判例によつて認められておりました。現在も行われておるようでありまして、この判例法であります関係で、必ずしも明確でない点があるのでございますけれども、大体の制度といたしましては、わが国のこの法律案におきまして、この企業担保と同じものがあります。で企業担保法のように社債だけに限られておりませんように、ティンク・チャージが用いられますのは、社債の場合が大部分であるのととであります。常時営業の状態で、会社の総財産が担保になるという点において、全くこの法案による企業担保の制度と同じような制度であるように解される次第でございます。

○近藤信一君 最後に一点お尋ねいたしますが、企業担保制度が簡素な制度だと申しますが、その程度を実例で一、二示していただきたいのであります。たとえば、工場財団の制度で借りた場合と、それから企業担保権を設定して借りた場合と、社債十億のときとではどのくらい節約になるのかといふのでありますが、大蔵当局でも通産当局でもけつこうでございますが、御答弁をお願いいたします、私の質問

を一応終了いたします。

○説明員(鹿山慶一郎君) お答え申し
上げます。これを使えばどの程度今ま
でと金が少くて、経費が節約になるか
という御質問でございますが、これは

なかなか一がいにも何円安くなるというふうには申し上げられないと思います。ただ、この企業担保制度を採用いたしますと、どういうところに実際に手間が省けるかという点を申し上げた方がいいのじゃないかと思うのですが、財団抵当を作ります場合には、まず、目録を作成いたします。それからそれに必要な図面だとかを作らなければいけない。それから財産の評価をしなければいけない、それからたとえば、動産に対して権利を有する者に対して公告をして何といいますが、権利があれば申し出てこいというふうな公告をしなければいけないとか、それから未登記の建物には保存登記をしなければいけないということで非常な手数を要するわけでありまして、それからこの登記をいたしますと、登記の内容変更がありましてならば、一々変更届けをいたしまして、財団の中身が変わります場合にたえずそういうことをしなければいけない。これで非常な手数を要するわけでありまして、これは金額が幾らになるかというふうにはちよつと簡単には申し上げられないのでありまして、その会社の事情によつていろいろ違うと思います。ただ、有形、無形のそういう手数が非常に省けるということだろうと思います。この登記をいたします場合の登録税でございますが、これは今度の企業担保の場合も千分の一・五でございます、これは今までの財団抵当の場合と変りはござい

ませんが、そういう表面的な手数料と
いうものは変りませんが、その背後の
いろいろな有形、無形な手数料は省ける
ことになるだろう、こういうことでござ
います。

○相馬助治君 この法律案は、株式會社の社債発行に対して、會社の總財産を一體として担保とする制度を認めようとするものであるからして、業界が長く渴望していたという点では必要欠くべからざる法律案であらうと、私も原則的には了解をいたしますが、しかし、商工委員の立場からいたしますと、若干心配な点があるわけで、この際、通産省並びに大蔵省に私はお尋ねをしたいと思うのです。で、この法律が施行されますと、結局金融機關が社債発行を認めるよりな大会社のみが恩恵を受け得ることになると思うのです。そういったしますと、大会社の資金調達にはますます有利となつてけつこうでございしますが、金融市場における資金は、結局すると、限られたものが大企業に吸収されやすくなり、その方に傾くということは、逆な面からいふと、中小企業の金融をさらに圧迫することになりはしないかということを私はおそれるわけです。従ひまして、金融市場における資金配分という観点からして、本法案が中小企業金融に与える影響をどのように見ておるか、そうして一歩進んでは、中小企業金融に対して便益を与えるという角度から、本法案の提案と絡んで、何か積極的な構造等があるか、この点を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま御指摘のございました点は、この法案によつて大企業がその担保の提供等で非

常に便益を受けて、大企業にのみあまり有利になり過ぎるのではないかと、いう点を中心とした御質問であつたと思いますが、実は大企業につきましても、従来におきましても、御承知のように、社債の発行等についてはある程度担保の提供の手続については、財団抵当というような特殊な制度があつたわけでございますが、その中におきましても、その財団抵当のような制度よりも若干——若干と申しますか、さらに担保の提供上便宜な手続の規定を定めることにはこの法案でなるわけでありますが、もともと大企業につきましては、そういう担保の手続の簡素化と申しますか、そういうことだけではななくして、大企業自身の信用力が結局大企業についてどれだけの融資が可能であるかというところに最終的には帰着いたすのではないかと思います。その担保の提供する手続が簡素になることによつて、それだけで大企業の方へ融資が特によけいにいくというようなことには必ずしもならないと思いますけれども、ただ、大企業の立場といたしましては、それだけの本来持つておる信用力を基礎にして金を借りる手続に簡素化されるような優勢が生ずるといふようなことは争えないと思います。これに對しまして、中小企業の方について、さらに特別な配慮があるかどうかという御質問でございますが、この点は中小企業につきましては、このような制度あるいはこれに類するような法律制度を中小企業にまでかりにまあ広げようというふうに考えてみましても、もともと中小企業には提供すべき担保なりあるいは中小企業自身の信用力に問題の根本があるわけでありま

して、その担保の提供の手続等についてのこのような法律制度を拡充するということとは、本来無理なことであらうかと思ひます。これは申し上げるまでもないことでありますが、そういう意

味で、中小企業につきましては、むしろ中小企業自身の信用の補充制度をやはり拡充なり、その他して参らなければならなくなるわけでございますが、この点は御承知のように、中小企業の信用補充制度といたしましては、本国会におきましても、中小企業の信用保険制度について新たな構想でその補充制度の拡充策を現在法案審議でお願いしておるわけであります。中小企業自身に対しては担保の手続そのものもなく、信用そのものの補充制度を別途講じて参らなければならないと、そのように考えております。

○相馬助治君　だいぶ過剰な答弁をなさつたのですが、私はこれは大企業にのみ便宜を与えるじゃないかということをお聞いておるのじゃないのです。それからまた、中小企業者にもこういう法律案を適用せしめよなどということをお言っておるのじゃないのです。私が言っておりますことは、大企業に対してやつかみ根性を起して、私自身は社会党の議員ですから、大企業をほろくそに言うような意味でこの法案はおかしいじゃないかと、こういうことを言っておるのじゃない。この法律は業界が渴望しておるのだから、これはこれとしてわかると前段に言っておるのです。ただこれに見合つて金融市場の狀態から見ると、さなきだに困難な中小企業の金融が圧迫されはしないか、そういうことが圧迫されるであらうということを私はおそれるからなんです。

す。そこで、それに見合つて、政府はこの法律とともにどのようなことを構想として描くかと、こういう問題なんのです。これは本来局長にまあ聞くべきことじゃなくて、その答弁は白濱次官

からあるべきだと思つていたのですが、あなたはどうかとそこにすわつておつて、局長から答弁があつたのでございますが、私は再度やはり私の質問の趣旨を明確にして、次官よりとくとその辺についての構想を承わつておきたいと思ふのです。

○政府委員(白濱仁吉君) お答えいたします。松尾局長からも御答弁がありました。この法案が通ることによりまして、今相馬委員の危惧されるようなことのないように、私どもは中小企業金融に対して、特に政府関係の金融を強化していかなければならない、こういうふうに考えておるわけであります。

○相馬勲治君 御趣旨はわかりましたから、どうかそれがその場限りの答弁でなく、いつでも問題になります中小企業金融のために、政府においては今の次官の御答弁の通りに、積極的に本法案の成立に伴つて考慮をされたいと、念のために申し上げておきたいと思ふのです。

次に、私はもう一点承わりたいと思ひますことは、やはりこれは通産省から承わりたいのであります。この社債を発行できるかどうかというこの最終的な意思決定は、金融機関の意向に待たなければならぬと思ふのです。で、こういうことになりますと、企業というものがいよいよ金融機関に押えられる結果となつて、いわゆる金融資本の勢力が増大し、金融資本が会

社企業に対して過度の統制力を持つという結果が予想されるのであります。これは私の偏見または誤解であるかどうか。かりに私が懸念するようなことがあり得るといたしますれば、この点では独禁法の趣旨にも反して、そうして近江絹糸事件やなんかにその例が幾らかあるようでございますが、不公正な取引關係を生ずるおそれというものが私はあり得ると思つて、従つて、この法律は、この法律自体では非常にけつこうなことのだが、もとより力のある大企業に、より便益を与えて、連鎖反应的に中小企業者を金融の面で苦しめやしないかという第一の私の懸念と、今度はその力のある大企業に対して、より金融機關が過度の勢力を保持して、そうして企業自体に対する統制力を持つて、これがかりにメーカ―会社であるとするならば、会社自体の意思というよりも、金融資金家のものの考え方というものが会社の経営その他に作用いたしまして、行く行くは日本の貿易方面に対して悪影響を持ちはしないか。もうちょっとこまかく言いますれば、商工委員会でたびたび私も問題にしておりまして、たゞつウェイトというものが非常に大きなわけであつて、というのは中小企業といふのはそれ自体は脆弱であるけれども、その経営者のものの考え方によつては非常に目先のきいたことに變更して、海外市場その他をにらみ合せて物を作つていくというよりは能力を持つていくからこそ、資本的には脆弱な中小企業が輸出の面ではかなりの成績を上げてゐると思つて、そういうふうな妙味が会社自体に対して金融

資本の過度の勢力の支配によつてその妙味が減却しやしないか、こういうことを私はおそれるので、以上の質問をするわけでございます。一つ明快なる答弁を期待いたします。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま御指摘のございました点は、金融機關が社債の引き受けをやる、あるいは企業担保をとる際に非常に支配的な力をふるうんではないかという点に特に御質問があつたと思つて、もちろん金融機關といつたとしても、いやくも預金者から預かつた資金を運用する際には、十分に信用調査をやらなければならぬことは、むしろ金融機關自身の当然の責務であらうと思つて、その意味から金融機關が、そういう本来の金融機關の任務として信用調査をやる、社債の発行の引き受けの判断をやる、といふ点は、これはむしろやむを得ないと思つて、当然のことであらうと思つて、ただその際に、かりに金融機關がそういう資金の面のめんどろを見るということ以上に企業の内部の経営に非常に深く立ち入つて、あるいはその際に、企業の内部に対する支配力が金融機關の地位の乱用というふうな極端な場合をかりに予想いたしたければ、これは当然独禁法の不正取引等の問題にも関連してゐる問題であらうかと思つて、現在までに私どもが聞いております限りでは、社債の引き受けをやり、かりにこの法律の施行に伴つて企業担保の運用が行われまして、そこまでの懸念を私どもとしては心配する必要はなからうかといふに現狀の判断をいたしております。まして中小企業に対して、金融機

關が非常にまあ地位の乱用をするような支配的なことをやつて、今御指摘のやうな貿易の阻害をするといふやうなことが嚴にないやうに、私どももいろいろな私どもの仕事の面でもこの辺は十分気をつけて参りたいと思つて、

○高橋衛君 先ほど政府側の御説明によりまして、企業担保法の目的の中心は、この法律の理由にも書いてありますように、「株式会社の資金の調達を円滑にする」ということが目的に相なつてゐるやうであります。しこうして、大臣の御説明によりまして、担保附社債信託法に掲げておるところの十二の項目にただいまは限定されておる、しかもこれらの項目に該当してゐるものにおきまして、たとえば債権であるとか、その他のものが含まれないといふやうな点から、包括的に企業財産全部を対象とするところの企業担保法を制定することを考えたのだという御説明でございましたが、この企業担保法のほんとうのねらいとすると、ところがどこにあるかといふ点について最初にお尋ねいたしたのであります。この理由にも書いてありますように、「資金の調達を円滑にする」といふことの意味のほかに、先ほどの御説明によりまして、従来の公共財団等の手続きが非常に複雑煩瑣であつて、そのために人手も要し、経費も要する、従つて、それを簡素化するといふところ、に相当のねらいがあるやうにも思われるのであります。同時にまた、企業に与信力を与えるといふ点にも相当大きなねらいがあるやうに思つておりますが、その二つの点から申しまして、いずれに重点を置いて考えておられる

か、その点をまず最初にお伺ひしたいと思つて、

○政府委員(平賀健太君) ただいま御質問の点につきましては、先ほど法務大臣から御説明ございましたように、従来の財団抵当制度が非常に手続が繁雜で、多くの時間と費用がかつた、これを矯正したい、合理化したいといふところに一番大きな主眼があるのでございます。

○高橋衛君 そうしますと、企業に対しては与信力を与えたい、しかも法律案の理由に書いてあるところの「株式会社の資金の調達を円滑にする」といふ目的よりもむしろ手続を簡素化、合理化したいといふ、こういうところに重点があるという御説明でございますか。

○政府委員(平賀健太君) お説の通りでございます。

○高橋衛君 お説の通りというのとは、理由に書いてあるのとちなんですか、理由に書いてあるように……。

○政府委員(平賀健太君) 与信力を増加するといふよりも、在来の担保制度の不合理、不経済、これを是正したいといふところに主眼があるのでございます。

○高橋衛君 この法律に書いてある理由にはつきりと「資金の調達を円滑にするため」といふふうに、そのほかにもいろいろ御説明を伺ひましたが、これをもう少し書いておるやうでございますが、その点はどうかですか。

○政府委員(平賀健太君) 一番大きなねらいは、そこにあるわけでございますが、重点はそこにあるわけでございますが、しかし、この制度の合理的であるといふことの理由として、先ほど法

務大臣から三つの御説明があつたわけ、第一、第二の点は私は与信力の増加といふことに相なるわけでございます。しかし、一番重点はどこにあるかといふことになりましたと、在来の担保制度の簡素合理化といふことにならうかと思つて、

○高橋衛君 そこで先ほど来、近藤委員長の質問に対して通産省並びに大蔵省側からの御説明によりまして、この法律を制定した後において果して社債がより優位に募集でき、そして社債の発行高が相当増加するであらうかといふ点についての質疑に対して、通産、大蔵両當局はあまりその影響はなからうといふ答弁であつたのでござい

ますが、その点が私ども非常に何と申しますか、いかにもおかしい感じがするのでございまして、と申しますのは、こういうふうな今までの担保の対象とならなかつたところの株式の財産が全部担保の対象となり、しかも手続が非常に簡素化、合理化される、そうしておいてなおかつ、これができまして後に育成されて、社債がどんどんふえるのじゃないのだという御答弁では、われわれちよつと納得いたしかねるやうな感じがするのでございまして、その点もう一回お答えをお願いいたしたいと思つて、

○政府委員(松尾金藏君) やはり社債の運用等につきましては、制度のこのやうな簡素化なり、合理化が行われたことによつて直ちに社債の発行額が非常に急激にふえるというわけには、資金の都合、いろいろな面から制約があると思つて、その意味で先ほ

ど、そういうたゞいま御指摘のやうな

が、その点をまず最初にお伺ひしたいと思つて、

○政府委員(平賀健太君) ただいま御質問の点につきましては、先ほど法務大臣から御説明ございましたように、従来の財団抵当制度が非常に手続が繁雜で、多くの時間と費用がかつた、これを矯正したい、合理化したいといふところに一番大きな主眼があるのでございます。

○高橋衛君 そうしますと、企業に対しては与信力を与えたい、しかも法律案の理由に書いてあるところの「株式会社の資金の調達を円滑にする」といふ目的よりもむしろ手続を簡素化、合理化したいといふ、こういうところに重点があるという御説明でございますか。

○政府委員(平賀健太君) お説の通りでございます。

○高橋衛君 お説の通りというのとは、理由に書いてあるのとちなんですか、理由に書いてあるように……。

○政府委員(平賀健太君) 与信力を増加するといふよりも、在来の担保制度の不合理、不経済、これを是正したいといふところに主眼があるのでございます。

○高橋衛君 この法律に書いてある理由にはつきりと「資金の調達を円滑にするため」といふふうに、そのほかにもいろいろ御説明を伺ひましたが、これをもう少し書いておるやうでございますが、その点はどうかですか。

○政府委員(平賀健太君) 一番大きなねらいは、そこにあるわけでございますが、重点はそこにあるわけでございますが、しかし、この制度の合理的であるといふことの理由として、先ほど法

務大臣から三つの御説明があつたわけ、第一、第二の点は私は与信力の増加といふことに相なるわけでございます。しかし、一番重点はどこにあるかといふことになりましたと、在来の担保制度の簡素合理化といふことにならうかと思つて、

○高橋衛君 そこで先ほど来、近藤委員長の質問に対して通産省並びに大蔵省側からの御説明によりまして、この法律を制定した後において果して社債がより優位に募集でき、そして社債の発行高が相当増加するであらうかといふ点についての質疑に対して、通産、大蔵両當局はあまりその影響はなからうといふ答弁であつたのでござい

ますが、その点が私ども非常に何と申しますか、いかにもおかしい感じがするのでございまして、と申しますのは、こういうふうな今までの担保の対象とならなかつたところの株式の財産が全部担保の対象となり、しかも手続が非常に簡素化、合理化される、そうしておいてなおかつ、これができまして後に育成されて、社債がどんどんふえるのじゃないのだという御答弁では、われわれちよつと納得いたしかねるやうな感じがするのでございまして、その点もう一回お答えをお願いいたしたいと思つて、

○政府委員(松尾金藏君) やはり社債の運用等につきましては、制度のこのやうな簡素化なり、合理化が行われたことによつて直ちに社債の発行額が非常に急激にふえるというわけには、資金の都合、いろいろな面から制約があると思つて、その意味で先ほ

御説明をいたしたと思いますが、やはりこういう新しい担保制度が設けられて、だんだんにこういう便利な制度を利用することに金融機関も習熟し、また、企業側もこういう制度の利用について習熟して参りますれば、他方、資金面の増強とも相かね合つて、だんだんと社債の発行等には、それだけの便利を加えた点だけはやはり今後の社債発行には、何といひますか、それだけのプラス面は出てくるというふうに当然考へておられます。

○高橋衛君 第二にお伺ひいたしたいのは、この企業担保法が制定されました後において、現在政府は、各種の企業等に対して社債を発行いたします際に、政府が保証をいたしておるのでございますが、その政府の保証の態度に対してこれだけ簡素化され、これだけ担保力を増したならば、政府としてもこの保証の限度を相当あらためて考へ直していいというふうなことが起り得ることも考へるのでありますが、その点は、政府としてはどういうふうにお考へになりますか。

○説明員(庭山慶一郎君) この企業担保法を作りまして、企業担保の制度によりまして、政府が特殊の会社の債権について保証をいたしておりますことは、直接問題が関連がないとわれわれは考へております。

○高橋衛君 まあその点はあらためて、よくわからぬ点がございすけれども、次の質問に移ります。

まず第一に、第一条でございす。第一条で、総財産は、一体として、企業担保の目的とするということが書いてあるのをごいひますが、それに総財産の内容といふものが一体どういふもの

であるか、たとえば工業所有権、または行政管理局から許可可または免許に与るところの営業権、たとえば、バスの路線の許可を得る、または製造業についての免許を得るというふうな、そういうふうな許認可に基くところの、または免許に基くところの営業権、こういうものが入るかどうか、または会社の商号、いわゆるのれん代、こういうものが会社の総財産として含まれるかどうかという点をまず最初に伺ひたいのでございす。

それからこの法律の構成を考へてみますと、むしろこの法律の構成は個々のばらばらになった財産といふものを対象とするよりも、収益を生むところの一つの企業体を対象として、これに對してある程度の担保力を法制的に認めようという趣旨にも考へられるのでございすが、それらの点から考へますと、これらのものは当然総財産の中に入つてしまふべきではないかと感じられるのでございすが、その点、立案者としましてはどういうふうな解釈をしておられますか、その点を最初にお伺ひいたしたいのでございす。

なお、これは題名でございすが、この法律を讀んでみますと、何となしに企業担保法と申しまして、企業財産一体としての企業そのものであるか、企業財産であるか、いずれを担保とするのか、むしろ企業財産担保法といふ方がよさそうな感じがするのでありますが、あえてこれを企業担保法と、企業といふ一つの収益体を題名として、そして企業財産といふ文字をわざわざ避けている、これはどつちかと申しますと、むしろ収益を生むところの一つのアーニング・パワーと申し

ますか、そういうようなものを担保とするのだという精神の現われのようにも解釈されるのでありますが、その点なぜ企業担保法と称し、企業財産担保法といふなかつたかという点の説明をお願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 第一条に「政府委員(平賀健太君) 第一条に」についておきますところの総財産の内容でございすが、これは民法の三百六条に、一般の先取特権の規定があるのでありますが、これに「債務者ノ総財産」という用語が使つてございまして、この総財産と同じ意味でございす。でありますから、この総財産の内容といたしましては、要するに、強制執行の対象になる財産ということに相なると思ふのであります。でありますから、先ほどたとへば、例としてお引きがございしました工業所有権、これは当然この総財産の中に入るわけでございます。それから行政庁の許認可に基く権利、バスの営業免許と、こういうふうなもの、この免許によつて得られたところのそういう資格、これは総財産の中に入らぬわけでありまして、けれども、この総財産が担保権の実行によつて売却されますと、その競落人はその免許に基く地位を承継するということ、四十四条の第二項に特別の規定を置いておるわけでありす。でありますから、総財産の中には入りませんけれども、その競落人が免許に基く資格を承継することに相なるわけでありす。

とになつておまして、商号だけを独立して譲渡の目的にする、従つて強制執行の目的にするといふことはできないわけでありまして、この商号は総財産の中には入らないことになるわけでありす。

それからのれんといひますか、その名声、得意先という関係、これもそれだけが独立して総財産の中に入らぬといふことにはこれはならぬわけでありす。しかしながら、この営業の、企業の施設が一体として売却されました、競落人あるいはその買受人の手に移りますと、その企業に付随しておりましたこういう名声といひますか、得意先の関係なんかも自然にくつついていくといふことはあり得ると思ふのであります。のれんといふものが、グッドウィルといひますか、そういうものが独立して一つの財産として総財産の中に入らぬといふことにはなりませんけれども、事実上そういうものが財産の評価の中に織り込まれるといふことは考へられるであらうと思ふのであります。少しおわかりにくかつたと思ひますけれども、総財産の中に独立の財産権としては含まれない。しかし、事実上は総財産の評価の中にいりうものも織り込まれて評価される場合が多いであらう、そういうことになるわけでございます。

それからこの担保権の名称でございすが、この総財産は、今申し上げましたように、財産権として強制執行の対象になるものだけでありすので、企業財産担保法といひました方があつた方がより正確であつたかもしれないのでございすが、この名称はやはり名前が呼びやすいと、そういう方面の考慮

も必要でございまして、なるべく短かくて通りのいい名前ということで、あるいは企業担保法といひ名前が真相には少し遠ざかるかもしれませんが、呼びやすい、早わかりする、そういう見地から企業担保法という名称を採用したわけでございます。

○高橋衛君 ただいまの御説明、どうもよくわからぬのでございすが、たとえば第三十八条の第二項に、「会社の総財産の評価をするには、これを一体としてしなければならぬ」と、こう書いてある。そうしますと、ただいまの御説明では、商号のれん代は入らない。総財産の中にはそれが入らないのでございす。一体としてする場合にも、それを除いて評価をするといふのが当然だと思ふのです。その場合に、実際の問題としては入つてくるであらうといふお話をございすが、その辺現実の評価が、法律の解釈に従つて厳格に規定されなければならぬと思ふのですが、その場合に、のれん代、商号は考へないで評価するのが第三十八条第二項の当然の精神であらうと思ふのですが、その辺もう一回御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(平賀健太君) 企業担保権の執行が始まりまして、管財人は第三十四条の規定によりまして、会社の総財産について、財産明細表をつくることになつておりますが、この財産明細表の中に商号幾らと、商号のれん代といふものが掲載されるものではないと、そういう意味におきましては、総財産の中にこれは入らないからであるといふわけでありす。財産の明細表の中に商号のれん代といふことはならぬであらうと思ふのであります。

ただ、この三十八条の關係、評價の關係におきましては、商号はともかくこれは總財産の中に入りませんし、競落人が商号権を取得することにならぬわけでございますけれども、商号の価値というもの、実際の總財産の評價の中に組み入れられるということは、これはないと思つてございまして。ただ得意先というものは、これはその企業の施設全体が買受人の手に落ちる。その企業たとえはこの製造しておりました商品の特許権、商標権、そういうものも付随して買受人が取得するわけでございますから、その商品の得意先というより、これは事実上くつていくことになるだろう、そういう關係で、企業施設といふか、その總財産の評價の場合に、事実上そういう得意先とか、のれんというより、ある程度考慮されるというところはあつてはなからうかと、そういう意味でございまして。しかし、独立して、のれんというものが財産権の対象として幾らと評價されるというわけではないのであります。

○高橋衛君 どうもよく……頭が悪いせいか御説明がわかりかねるのでございまして、個々の財産としては考えられないけれども、實際問題としては入るといふことになるだろうというより、な話のようございまして、たとえば、總財産を個別に売却をするということ、この企業担保法で認めておるのでございまして、実際の実行の場合に。

○政府委員(平賀健太君) この今の御質問の点は第三十七条でございまして、実行方法といつたしましては、總財産を一括して競売するといふ一括競売と、

任意売却と二通り認めておりまして、任意売却の中には、總財産を一括して隨意契約で売却するといふのと、それから個別に適宜の方法によつて売却するといふのと二通りあるわけでございます。

○高橋衛君 その点は知つておりますが、その点を特に伺ひたいと思つたのは、たとえは、三十七条の第三項の任意売却の意味、個別にこれを売却した場合に、商号に關連しのれん代だけが残つたと、別個の人間に、あなたはこののれん代として、この商号を使つてこのお得意を使つてよろしいといふことにして、何らかの報酬を得るといふことは、これは實際の方法としてはあり得ることだと思ひますが、そういう場合には、どうすればその財産が企業担保の対象として確保できるというところになるのございまして、つまりのれん代といふものが總財産の一つのアイテムとしては載らない。従つて、個別に処分される場合においては、その処分の対象にならない。それで、処分した後においてなおその商号があり、昔からののれんがあるとすれば、別個の人に對してその商号を使へ、その得意先を利用することを認めるという条件のもとに對価を得るといふことはあり得ることじゃないかと思ふのです、そういうことはお考えにならないか、つたですか。

○政府委員(平賀健太君) のれんといふものの事実上の性格がどうもはつきりいたさないのございまして、のれんといふものを考慮しまして營業の譲渡といふようなことが行われることは考えられるのであります。しかし、そういう場合には競売をしないとか何か

そういう取引の制限に關する特約がついておるだろうと思ふのであります。そういうことでのれんといふものが起きてくるわけでありまして、企業担保権の場合にはとにかく營業の物的施設、工業所有権のような無体財産権も対象になりますけれども、要するにその企業の施設の売却といふことになるわけ、そういう取引の制限といふような特約段階がくつていくわけでありませぬので、のれんというより、なものは、やはり法律的にはどうも總財産の対象の中に入れては非常におかしいと思ふのであります。一般の取引の場合だつたら、なるほどたとえは同じような營業を近くではやらぬ、従来の得意先に対しては今度營業を移したもので、この人と取引をしてくれといふので、そういう通知をするとか、要するに競売をさせるとか、そういう特約がつくだろうと思ふのであります。そういうことによつて初めてのれんといふものが経済的な価値が出てくるわけでありまして、この強制的な売買、購買手段によつて企業の施設を売却するといふ場合には、そこまで広げますと非常に煩瑣なことになりまして、のれんといふようなものは一つの財産権として總財産の中に入れないといふ方が合理的だろうといふことでもつて、この民法の一般の先取特権の対象でありますところの總財産の概念をこちらにももつてきた次第であります。

○大竹平八郎君 關連して。私も頭の悪い一人かもしらぬけれども、今、高橋委員ののれんの問題に對する政府委員の御答弁、どうも私解しがたいのであります。まず私はお尋ねしたいことは、總財産と企業といふものは

ある意味において二つに分れた方がよいのじゃないか、また、分れて解釈すべきが妥当ではないかと思ふのであります。そういう意味で今、高橋委員の言われたのれんといふものは、企業の中において非常な私は重要な要素をもつておると思ふのであります。ことに、たゞ、のれんと申しまして、その企業自体が人事あるいは一つの特許権、あるいはその他伝統的な經營方針といふようなことが大部分を占めていて、長い間營業をし、そして信用を博しておるといふのがたくさんあるわけなんです。従つて、私はその總財産と企業といふものは明らかにこれを分けて考へなければならぬし、従つて、どうも政府委員の御答弁の中にありますその對象の業態といふものはよくわからなないのであります。この点いまだ一点伺ひたいのであります。

○政府委員(平賀健太君) 企業と申しますと、企業の定義いかんといふことになりまして、非常にむずかしい問題になると思ひますが、商法でいつておりますところの營業譲渡の營業といふものを考えますと、この營業の中にはやはり会社の積極的財産だけでなくて債務なんかも入つておるのじゃないか。それから企業となりますと、さらに營業といふよりも範圍が広がつて、企業の物的施設はもちろん、その動的な取引關係、そういう点を全部、それから雇用關係、会社が雇つておるものと、この労働者との雇用關係、そういうものが全部企業のやりの動的な構造の内部にあるわけございまして、本来からいいますと、そういう企業、そういう對外的な債權、債務の關係、取引關係、得意先との關係、それから内部

の雇用關係、こういうものを全部ひつくるめてこれを一括して担保にするといふようなこともこれは考えられないわけではないのございまして、それども、そこまで広げますと非常に複雑なことになるので、たとえば、契約人が会社の債務までも引き受けるという結果になる、雇用關係までも引き受けるという結果になります。そういうことへんなことになります。そういうことになりまして、かえつて担保権の価値をそぐのではないかと、そういう点も考慮に入れますと、要するに、会社の積極財産だけ、しかも財産権としてはつきりしておるものだけといふことでもつて、民法の一般先取特権の總財産という觀念をここにもつてきたわけでありまして、でありますから、法律的には必ずしも実体のつきりしないのれんといふようなものはこの總財産の中には入らない。これは隨意的取引によつてのれんといふものを評價して取引の對象にする、これはもちろん可能でありまふけれども、この企業担保権にいうところの總財産の中には含めないといふ考えであります。

○相馬助治君 立法する方の立場からいへば、企業内容といふものをどういふふうに定義するかといふことがむずかしいから、現に現われてゐる施設その他をその内容として一括してこれを企業担保権とするといふ説明はよくわかるのです。

で、私しろとだから私だけがわからないのかどうか知らないけれども、具体的に一つ尋ねますと、企業担保権といふものを一括して作つておいて、その總財産を担保として社債を発行していただく、施設から何から全部その

七

会社がつぶれて清算するわけですか。
一つの例にとつてみると、全部そういうものを取り除いて順々と解決していった場合に、最後に、名前といふゆる俗にいうのれんといふものが残った。これは債権に換算して買入という場合に限度があるかどうか、こういう場合にこれはどういふことになりますか。

○政府委員(平賀健太君) 担保権を行使して、債権財産、施設なんか全部売ってしまったあとに残つておるのは、今仰せのような商号とそれから、れん、得意先との関係が残つておる。それを譲り受けるという人があれば、もちろん可能であるわけがあります。そういうふうには、譲渡を会社が譲受人と契約をするということは一向差しつかえないわけ、ただ事実上、そういうことが無価値になつて、だれも買手がいないということになるかもしれないが、もし買手があれば契約して一向差しつかえないということだと思つておられます。

○相馬助治君 そういふことがあり得るとすると、このれんをあらかじめ価値に見て、これを担保として総財産の中に含めるといふこともあり得ると、こういうことをこの法律案は予想しておりますか。あなたの今までの説明では、そういうことを予想してないのだ、こういうふうに高橋委員に答えておるに思ふので、具体例をあげて私はお尋ねしておる。私は何も意見はもつていません。わからないからお尋ねしておるのです。

○政府委員(平賀健太君) のれんといふものの法的な性格、のれん、のれんと普通申しますけれども、のれんと

は何ぞやといふことになりますと、大體のれんが法的に問題になりますのは、不法行為の關係においてのれんの侵害、近くで同じような名称を用いて同じような営業をやる、不正競争でございませう。そういう不正競争による損害の對象としてのれんといふものが考えられる。そういう場合に、のれんといふもののがのれんの侵害といふことで損害賠償請求權の原因になる。それから営業譲渡する場合に、その得意先との關係なんかこれはやはりそれを引き継ぐといふことが、経済的価値あるものとして取引される、その場合には、同じ取引先にはもう譲渡人は取引しない、全部一切をあげて譲受人との關係にしてしまふ。そういう場合にはやはり競業禁止の義務と申しますか、譲渡人の方ではそういう義務を負うわけでありませう。取引の制限を受ける、そういう特約がついておるわけでありませう。それによつて初めてのれんといふものの価値が出てくるわけございませう。

して、企業担保権の実行の場合には、会社が企業担保権を設定するわけでありませうが、会社の人格がこれによつてなくなるというわけではありませう、企業担保権の実行がなされても、会社が当然解散されるわけではありませう、会社の人格は残るわけでありませう。営業もできるわけでありませう。そのためには商号も残つておらなければなりません、従来の取引先との關係はこれは続けても一向差しつかえないわけでありませう。従来の取引をやめさせなければいかぬ、従来の営業を総財産の買受人に対する關係で買受人との關係になるような場合には営業が制

限される、そういうようなことをする必要はないわけでありませう、どうも商号であるとか、のれんといふようなものがこの総財産の中に含まれて買受人の方にくつついていくといふことになつたのではおかしいのではないかとこのことであります。そういう關係で総財産の中には含まれない。民法の解釈と同じ解釈にすべきである、こういう前提で一条の規定ができておるわけでありませう。

○高橋衛君 どうもいろいろ御説明はございませうが、企業担保法としてやうやう踏み切られる以上、もう少し勇気にかつた感じがいたしますけれども、しかし、法制的にいろいろ困難な点があるといふことはただいまの御説明によつてある程度了解ができたのでございませう。

そこで、やはり第一条に「一体として」という表現を用いておるのでございませうが、第三十九条の「総財産の評価額は、最低競売価額とする」といふふうに規定いたしておるのでございませう。そして同時に、この第三十九条の評価額は、評価のやり方は、これは三十八条に關連いたしまして一括競売の場合のみでございませうが、この三十九条の場合におきまして、最低競売価額といふものは当然に一体としての価額にならなければいかぬと思つておりますが、これは特に「最低競売価額」といふような表現にいたしました、これと「一体として」といふ規定を入れた、必要がないといふ御見解でございませう。

同時にまた、附則の第二項にも「会社の総財産は」といふ規定をいたして

おりますが、これは「一体として」という字句を欠いておるのであります、その点は何か特に意味があつて、ういふふうな書いておられるのでございませう。区別した用語を使つておるのであります、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(平賀健太君) 三十九条の最低競売価額といふのは、これは一括競売をします際に、これ以下で競売の申し出がありましては契約はできないという最低基準になるわけでありませう、それは三十八条の二項の規定を受けておるわけでありませう、「鑑定人は、会社の総財産の評価をするには、これを一体としてしなければならぬ」といふことを三十八条の二項で規定して、この鑑定人の評価した、一体として評価したこの総財産の価額が三十九条で最低競売価額になるといふのであります。でありますから、当然この最低競売価額は一体とした総財産の評価額といふことになるわけでありませう。

それから附則の二項のこの会社の総財産も、いよいよ実行の場合になりますと、この総財産の評価はやはり一体としてされることになるわけ、ただいま申しました三十八条、三十九条の適用になつてくるわけでありませう。

○高橋衛君 この点は、一条との關連は、つまり附則第二項は、三十九条の場合のように、三十八条を受けておりませんが、その点は差しつかえありませんか。

○政府委員(平賀健太君) この附則の二項は、第一条では社債だけに企業担保権が利用できることになつておるわけでありませうが、二項でもつて開銀の

特殊な貸付金につきましては貸付金の担保にもできるというわけ、二項を置いたわけでありませう、例外は一応あるけれども、その他の規定は全部、法律の規定は附則二項の企業担保権にも適用があるわけでありませう。第三十八条、三十九条にももちろん適用できるわけでありませう。

○高橋衛君 法律の解釈論の途中に何かのことを質問申し上げるのでございませうが、通産省また大蔵省關係にお伺いしたいのでございませうが、この企業担保権をいよいよ実行の場合において、金融機關がどの程度に評価するか。つまり社債の担保として総財産価額に対して何割の程度か、具体的な物上担保の場合にはそれ担保価額を七割とか六割といふ慣行になつておりますが、これは予想でございませう、それからその確かなお答えを得られぬかとも思ふのでありますけれども、この企業担保権そのものがたとえば先取特權とか、抵當權に優先されるという關係もございませう。常時その内容が變動するといふような關係もある。

従つて、この評価の問題は非常に困難な問題じゃないかと思ひます。金融機關としてどこまで社債の担保として認めていいかといふこの評価の問題が技術的には非常にむずかしい問題、また、これがある程度基準がでなければならぬ、こういうふうな法律がせつかくできまして非常にむづかしい、実益のない法律になつてしまふおそれがある。それらの点について大蔵當局なり、通産當局は大体どういふふうな見当を立てて、どういふふうになるであらうといふ予想しておられますか、その点をお伺いしたいのでございませう。

○説明員(庭山慶一郎君) 今仰せの通り、まことに企業全体の評価の問題はむずかしゅうございます。特に仰せの通りに、これは特定の担保物件を持つていての債権に劣後するわけでございますから、その評価は慎重に、控え目にやらなければならぬ問題かと思ひますが、この法案がまだこれから実際に、まだ生まれておりませんので、これができまじらば、どの程度まで運用がなされるか、今後の問題になると思ひますが、その辺は金融機関におきましても、それぞれ検討をいたしておる点と思ひますが、十分慎重に運用していかなければならぬと思ひます。

○高橋衛君 どうも金融機関が慎重にやらなければならぬというところはよくわかるのでありますが、大体の見当について、こういうような制度ができ上った後における運用の問題として、ある程度の目安がなければ、一体これがほんとうに担保としてうまく運用できるかどうかという点について、私もなかなか見当が付きにくいのでありますが、これは非常にむずかしい問題でございます、なかなか困難であらうかと思ひますので、この点はこの程度にいたしておきます。

なおこれは「一体として」に関連しての問題でございますが、今までたとえば工場財団その他の問題については、総財産の一部について担保をしておるのではありませんが、この工場財団その他の手続が非常に複雑であるという点から、または一つの工場単位において、やはり一つの会社の内部において、その工場を中心としたところの一つの企業財産と見て、それを対象としてこの企業担保法を適用する

というようにすることができれば、先ほど来御説明のありましたような非常に複雑な手続、非常に煩瑣な手続、こういうようなものを改良して、より簡素にやれる道が開かれるのではないかと思ふのであります。それは企業担保法の問題でなしに、むしろ工場抵当法なり、鉄道抵当法なり、これらの法律を簡素合理化する方法はないか。それに對するまた御構想がないかということにもなるのでございますが、その点を一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) 工場抵当その他の財団抵当制度につきましてはお説の通り、簡素化の余地がないかという点でございまして、実は従来の財団抵当制度につきましても簡素化の要望がございまして、その可能な限りにおきましては、すでに昭和二十七年の工場抵当法の改正におきまして実現をいたしましたわけでございます。しかし、工場抵当制度が特定担保でありまして、工場抵当以上手続を簡素化するということは、これはもう困難であると思ふのであります。問題は要するに、登記登録のある財産については登記登録をするというところにあるわけでありまして、それから動産なんかであります。目録を提出いたしまして、登記と同じ効力を持たせるといふ点にあるわけでございますが、それが非常に煩瑣な手続になるわけでありまして、いさしくも特定担保であるといふ以上は、その手続は必要最小限不可欠の手続であらうと思ふのでございまして、そういう関係で昭和二十七年の改正で、ある程度の合理化はできたわけでございますけれども、現在以上に簡素化するといふことは事実上不可

可能ではなからうかと、こういうふう

に思つております。

○高橋衛君 前段の総財産の一部についてこの法律を適用しなかつた理由は何ですか。

○政府委員(平賀健太君) 企業担保権を総財産の一部についてということも考えられないわけではございませんが、何分総財産の中には債権のようなものも入つておるわけでありまして、債権なんかというふうなものになりますと、どの一部という点にもいかなくなりまして、そういう関係で、全部について総財産を一体としてということになつた次第でございます。それから、たとえば、換地の段階におきましては、たとへば、会社の工場が九州とか北海道とかに分れておるときに、たとへば北海道の工場だけを売却すればそれで社債の償還が全部できるというふうな場合には、北海道工場、それに付随する施設なんかを、それだけを売却するということもこれは可能になるわけでありまして、実行の段階でそれはあらかじめ会社の総財産の一部について担保権の設定をしたと同じような実効を上げることができる仕組みにはなつておるわけでございます。

○大川光三君 ただいまの御答弁の中で、総財産のうちの一部が競売に付される場合がある、また、売却される場合がある、こういう御答弁であります。そこで、この三十七条換価方法の第三項ですね、「任意売却は、会社の総財産を一括し、又個別に、適宜の方法によつてする。」というこの「個別」という問題に関連しまして、総財産が個々に甲の競売人、乙の競売人と別々により、複数で人を異にして競売

する場合がありますかという疑問があります、いかがでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) 三十七条の三項の規定によりまして、任意売却します場合には、たとへば九州工場は甲という人に、北海道工場は乙という人に売却が行われるということは可能であるようにあります。

○大川光三君 そこで、四十四条の点が非常に疑問になると思ひます。四十四条では、二項で「前項の場合には、競売人は、会社の営業に関する行政庁の許可、認可、免許その他の処分に基づく地位を承継する。」、こうあります。それと、競売人が甲と乙とに分れた場合には、一体四十四条の二項にいわれる許可、認可、免許というものがどちらへついでいくかという問題であります、いかがでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これは實際問題としては、例が果して適切かどうかはわかりませんが、バス営業というふうなことを考えますと、路線を指定してバス営業の認可があるということになると思ふのであります。北海道地区、九州というふうに分れますと、それぞれ北海道の事業施設を譲り受けるのは、その北海道の地域におけるバス事業の免許に基く地域、それから九州の方は九州のその地域でバス事業を営む免許による地域でございます。それを承継する、そういうことになるのだらうと思ふのであります。實際問題としてはそういうことになるわけで、どちらにくついでいくかわからぬというものは起らないのではなからうかと考えます。

○大川光三君 そこで、なるほど北海道と九州と別々に認可、許可があれば

よろしいですが、もし免許等一つしかないという場合はいかがでしょうか。免許は一つしか受けていないという場合に、財産の買主が甲と乙とに分れるという場合はどうでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) その場合には、その免許が一つという場合、このバス事業がこの地域たとえばバス事業の例をとりましたが、バス事業に伴う一切の施設ですね、それをばらばらに分けて売却するといふようなことにはならぬのではなからうか、このバスはだれにそれ、それからバス事業の事務所の施設というものはだれにしないか、これは、實際問題として売却は、實際問題としては起らぬのではなからうかというふうな考えられるわけでありまして。

○委員長(青山正一君) 企業局長、その意見はどうですか。

○政府委員(松尾金藏君) 私もただいま民事局長からのお話のようなことで、大體事實問題として、そういう処分の方法が行われることが、企業担保法の本来の趣旨に基く担保の実行方法としては、ほとんど起らないのではなからうかというふうな考えをしております。

○高橋衛君 次に、第二条の企業担保権者であります、企業担保権者は、担保附社債信託法の七十条によるところの受託会社と考へていいかどうか。もしそうであるとするならば、こういうふうな企業担保権というふうな制度を作ることによつて、非常に複雑な、きわめて新しい制度でございますが、この受託会社と担保権者との間の法律関係の規定を現状のままで十分かどうか

はどういう場合にすると申しますと、担保附社債信託法の第八十二条の規定によつて、「受託会社ハ遅滞ナク社債権者集會ノ決議ニ依リ担保権ヲ実行スヘシ」と書いてあるのであります。が、これによる趣旨でございまして、また、何かほかに根拠がございまして、いかなる場合に実行の申し立てをするということが規定されておるのでございますか、その点。

○説明員(香川保一君) 企業担保権の実行開始の要件としては、現行の担保権の実行開始の要件と同じであります。附担保権、この場合で申しますれば、社債が償還期になつても償還されないということになります。また、お説の通り、担保附社債信託法の八十二条で、会社が解散いたしました場合にも、特別に担保附社債の場合にも、担保権が実行できることになっておりますので、この場合にも実行が始まるわけであります。それ以外に、債権者、受託会社と社債の発行会社の間で、こういう事由が履行したときには期限の利益を失うという特約がなされる場合も非常に多いわけでありまして、そういう特約に該当する事由が発生いたしますと、期限の利益を失う結果、期限が切れてしまふということになるわけでありまして、その結果、弁済債務の実行が始まるということになるわけでございますから、結局法律的に申しますれば、担保附社債信託法八十二条で規定しております範囲と、企業担保権の実行される範囲とは同じだということになるわけであり

に、「利害の關係を有する者」という規定があるのでございますが、「利害の關係を有する者」というのは、範圍は大体どの程度にお考えになつておられますか。

○政府委員(平賀健太君) 要するにこの「利害の關係を有する者」というのは、非常に広いわけでありまして、十四条の「実行手続における利害關係人」よりも広いという考え方であります。たとえば、この会社の財産を買い受けよう、競売の希望者、これなんかやはり利害關係を有する者の中に入ると、そういうふうにお考えしております。それから会社の一般債権者、担保権を持たない一般債権者なども、やはりこの「利害の關係を有する者」の中に入ると、そういうふうにお考えしております。

○委員長(青山正一君) ちよつと高橋さん、大臣とか政務次官はお歸りになつてもよろしうございませうか。

○大竹平八郎君 僕は大臣に……。

○高橋衛君 それじやもうあと二、三でございますけれども、時間もたちましたので、一応最後に、大蔵省が通産省から資料をいただきまして、この内容について、これは後ほどでございまして、電力会社及び特別の法令による社債というものが、現在残高で千四百二億あります。この電力とその他の特別の法令の区分をしていただきたい、それから担保附社債の内訳について、担保附社債信託法の十二の項目に分かれておるようでございますが、もしもわかつたら、内容をわかつた区分に従つてお教えを願ひたいと思ひます。これはきやうでなくてよろしうございませう。

○説明員(庭山慶一郎君) この電力会社及び特別の法令による社債の内訳でございまして、この千四百二億のうちで、九電力は千八百八十二億でございます。それからそれ以外に、次に電源開発が七十億、それから日本航空が二十五億、帝都高速度交通営団——地下鉄が九十六億、それから放送債券が二十一億、東北開発債券が九億となつております。

それからこの三の担保附社債の内訳でございまして、これは内訳がございまして、三十二年十二月末では、まだちよつと調整ができておりませんので、三十二年十二月末の——二年前にさかのぼりますが、申し上げまして大体のウェイトを判定していただきたいと思ひます。

○高橋衛君 あとで内訳はけつこうで

○説明員(庭山慶一郎君) それではあとで資料について申し上げます。

○大竹平八郎君 時間がありませんから、私は一、二点お尋ねいたしたいと思ひます。

特に、最初法務大臣にお尋ねいたしたのでありますが、先ほど近藤商工委員長から質問がありました中に、政府委員の御答弁があったのであります。この例の外国の状況であります。これは英國だけが現在施行してございまして、なほ日本が、有力なる担保物権を持つてゐる会社にとりましてはきつめて好都合な、しかも簡易に金融ができるという点におきましては、まことにけつこうな案でございまして、しかしながら、先ほど相馬委員も触れました通り、優良企業のみがこれ

を利用し得るところに問題の中小企業との關係等がございまして、従つて、私は日本の正常化された経済状態の中において初めて本法案のごときは利用せられるのではないかと、こう考へます。現在の日本の経済状況がいろいろなそれは見方はございまして、果して正常化されているかどうかという点でございまして、ただ単に、法的に便宜だということでは立案されたものかどうか、その経済的事情というものを十二分に勘案せられて、時期としては當を得ているものという御判断のもとに御提案されたものか、その御所見をまず伺ひたい。

が融資しないというより、その中小企業本来の立場から非常に窮屈になつておられますけれども、その救済は他の方法でやる、その点がこの恩恵にはあまり過ぎないからと、これを阻止するの度々施行することを、これを阻止するといふわけにはいかないのじやないかと、かように考へるわけでございます。が、ただいまのお尋ねの財界、事業界等の關係につきましては、通産省との間にも十分検討を加へ、また、実業家の側の御意見もだんだん承つて、そうして今この法律を施行しても別段の支障がない、こういうふうな確信を得ましたので提案をいたしました次第でございます。

○大竹平八郎君 私はもう大臣にはけつこうです。私はあと一点だけ局長にお尋ねをいたしたいのであります。高橋委員も触れておりましたが、私はその総財産という点につきまして、いま一つ御説明を願ひたいと思ひますが、この法案を見ますと、名称は企業担保法案ということになってゐるわけですが、どうも法案を見ても、どこに企業を担保とするというより、どこに書いてあるのか、ちよつと私十分に見ておられません。その第一條では、会社の総財産は一体として企業担保の目的とする、とあるのではありません。会社の総財産であり、それが企業そのものであるかどうかといふことについてどこに疑わしいわけがあります。また、そういう点におきまして、先ほど高橋委員は企業財産担保法というよりなことをお話になったのでありますが、私は、むしろ総財産担保法というよりな方がむ

しろびんとくるのじやないかというほど、この問題について大きな疑念を持っておるのでありますが、これをいま一度一つ解明を願いたいと思うのであります。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの点、当初この法律を立案します際に、最初是一般担保権とか、いろいろの名前を使つてきたわけでありました。しかしながら、この法律の名称並びにこの権利の名称としまして、やはりわかりやすい、呼びやすいということが非常に大事だと思つたので、企業担保権というのでも、要するにあまり理論的でないかも知れませんが、ただイギリスのフローティング・チャージというのでも、これも正式に法律があるわけじゃありませんので、法律上使われておる名称じゃございませんが、フローティング・チャージという言葉を慣用されておりましたが、そのフローティング・チャージというのは、会社のアンダー・キーピングを担保にするということが言われております。そのアンダー・キーピングが、これも日本の企業と同じで、いろいろの意味があるわけでございますが、やはりイギリスのフローティング・チャージにおけるアンダー・キーピングというものが、やはり日本の総財産、日本流の、日本の法制のもとにおいて、日本流に言いますとこれは総財産というふうになるのであります。こういふように考えられるわけでありまして、そういうわけで、アンダー・キーピングを担保にする、その考えにヒントを得まして、こちら企業担保——學術的あるいは理論的ではないかも知れませんが、わかりやすいのではなからうかということで、この名称

をとつた次第でございます。

○大竹平八郎君 いま一点お伺いをいたしておるのでありますが、社債募集のときに、当然これは総財産の価額といふものがわからなければならぬと思つたのでありますが、そうするとその総財産は、担保権設定のときに当然これは示すわけでありまして、その中に、先ほど再三質問がございました、いわゆる無体財産権、こういふものについては、どうも局長の答弁が実ははつきりわからないのでありますが、これは全然見えていないのか、あるいはその無体財産権といふものも——無体財産の中にはいろいろあるわけですが、先ほど来議論の中心になりましたのれんという問題もありまして、特許権もあります、こういふ無体財産といふものも担保権設定の場合には含めぬのか、あるいは全然お話を筋では含めぬかというようにも拝聴したのでありますが、この点を明らかにしていただきたいと思つた。

か、そういう工業所有権は総財産の中にももちろん入るわけでありまして、しるのれんにつきましては、先ほど申し上げましたような事情で、のれんは総財産の中に入らない、そう申し上げるよりはかかないでございます。

○古池信三君 先ほどから、同僚委員諸君よりいろいろ質問がありましたので、私はできるだけ重複を避けまして、二、三の点についてお尋ねをいたしたいと存じます。

まず、ただいまちょっと触れておられました、企業担保法案の立案につきましたのは、イギリスのフローティング・チャージが非常に参考になされたであろうと思つたのであります。そこで、英法系でありますから、慣例法であるから、そのまゝとて日本の法案と比較するといふことがむづかしい点もあろうかと存じますけれども、しかし、最も似た制度であるとして御説明にもありましたので、この際、このフローティング・チャージと、今回の企業担保法との間における同一な点、共通点と申しますか、どういふ点が共通してあるか。あるいは違つておる点はどういふ点であるかといふことについて、特に最も重要な点だけについてでありますから、ちょっと御説明いただきたい。

○政府委員(平賀健太君) 似ております点は、常時変動する会社の総財産が担保の対象になるという点、この点が似ております。企業担保権の骨子になるわけでございます。その点が似ているわけでありまして、違ひます点は、英語のフローティング・チャージは必ずしも社債の担保だけに限らない。貸付金についてもフローティング・チャージがつけられるという点が一つの違いであらうかと思つた。ただ、実際の運営におきましては、イギリスのフローティング・チャージも社債の担保に使われることが非常に多いといふふうに言われております。

○古池信三君 先ほどから問題になつておりましたのれんと申しますか、あるいはグッドウィルと申しますか、そういうふうなもの、及び工業所有権、こういふものは英國のフローティング・チャージにおきましても含まれておるのでありますやうか、どうでしようか。

○政府委員(平賀健太君) 工業所有権なんかはイギリスでもやはりフローティング・チャージの対象になるやうであります。ただ、のれんの点につきましては、のれんといふことが必ずしもはつきりいたしません関係で、ただいまのところ何と申し上げかねます。なおもし調査してわかるようでございますしたら、次の機会にでも御答弁申し上げます。

○古池信三君 日本流のれんと言いますと、非常に独特なものであらうと思つたのでありますが、向うの言葉ではグッドウィルといふことがよく企業上使われているように思つた。これにつきまして、あとからでけっこうです。もしお調べがありましたらお示しをいただきたいと思つた。

それから次に、ゼネラル・モーゲージの問題であります。先ほど来御説明がありましたが、わが国におきましては、ある種の大きな企業についてゼネラル・モーゲージの制度が利用されておる、そういう点を承知したのですが、今まであつたゼネラル・モーゲージと、今回の企業担保との間の相違点、並びに同一の点があれば同一の点、これを一つ重要な点だけお示し願いたい。

○政府委員(平賀健太君) 同一の点は、会社の総財産が担保の対象になるという点は同一であります。違ひ点は、従来のゼネラル・モーゲージといふのは法定担保でありまして、法律上当然に発生する企業担保権は約定によつて発生する。さらに相違点の第二は、ゼネラル・モーゲージの場合は実行方法がどうなるのか。これは必ずしも法律がどうなつておるやうに、これは一般の先取特権と同じやうに、やはり個々の財産について競売の申し立てをしていこうといふことになるのだらうと思つた。企業担保権は先ほど御質問の二条なんかの関係で、今申しました企業担保権実行の大ききによりまして、一体として換価されるということ、手続が全く違つておる、こういうことになると思つた。

○古池信三君 現在生きて認められておりますゼネラル・モーゲージの例は、これは特別法によつておると思つたが、会社にして幾つぐらいございますか。

○政府委員(平賀健太君) この特別法によるわけでありまして、先ほどお話しした、富士製鉄株式会社、八幡製鉄株式会社、それから特別法の関係では電力会社、それから東北開発株式会社、これも東北開発株式会社法によるものであります。そういうものが特別法によつて認められておるわけでありまして、

○古池信三君 今お述べになつたほか

で、たとえば帝都高速度交通営団が交通債券を発行できるのでありますが、これもやはりゼネラル・モーゲージと認めてよろしいのですか。

○古池信三君 簡単に御尋ねを進めて参りますが、本法案によりますと、社債に限るといふことになっておりますが、しかし、現在の企業運営の実情から見ますと、社債以外に、長期借入金によつて相当建設工事その他を進めておるのが多いのであります。従いまして、信用のある場合には、長期借入金の場合にもその担保として企業の総財産といふものをこれに充てるといふことを考えてもよいじゃないかと、思ふのであります。長期借入金を認めない理由はどうか。

○古池信三君 簡単に御説明しましたように、イギリスにおいては社債以外に借入金も認めておる。こういう実例もあるとすれば、わが国においても借入金を認めてよろしいのではないかと、こう考えられるのですが、そのいけないう理由を一つお示しいただきたい。

○古池信三君 ただいまの御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

はなからうといふふうにも考えられるわけでございます。

さらにまた、この企業担保権は、実行が始まりますと、会社の総財産を競売するといふふうなことになるのであります。会社の乗取りのために使われるといふふうな懸念もあるのではなからうかといふことも考えられます。さらにまた、外資の關係につきましても、政策的にいろいろ考えなければならぬ問題もあるかと思ひます。そういったことを考慮しまして、最も適当だと思はれるもの、すなわち、長期の正規の金融機関からの貸付金に、実質的には限れば差しつかえないように思はれるのであります。それけれども、法律的に、事実上これをさういふ形に制限するといふことは非常に困難でありまして、むしろ改善の策をいたしまして、社債に限って参りました。この制度が完熟して参りました。産業界、金融界ともこの制度になれて参りまして、弊害のない運用がされるといふふうな状態になつてきたときに、一般的に貸付金にも広げた方が、かえつていいのではないかと、かといふふうにも考えられるわけであり

○政府委員(平賀健太君) 御意見の通りでございます。

○古池信三君 ところで、ただいま御説明のありましたのは、特別法による抵当権あるいは先取特権であります。一種の担保であると思ひますが、今回の企業担保法が成立いたしますと、これは一般法でありますから、これによつて従来のさういふ特例のものをやめてこれに統一しようといふお考えなのか。あるいは従来のものはそのまま認めて、ゼネラル・モーゲージを續けていく、こういうお考えなんですか。その辺をちょっと伺ひたい。

○古池信三君 ただいまの御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

○古池信三君 簡単に御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

○古池信三君 簡単に御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

○古池信三君 簡単に御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

○古池信三君 簡単に御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

○古池信三君 簡単に御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

○古池信三君 簡単に御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

○古池信三君 簡単に御説明を承りますと、借入金にこれを認める場合には、債務者側にとつて非常に信用のないような場合がありはせぬかといふこと、それから、その金を貸す方の側で、いろいろな不当な力をもつて企業を圧迫するようなおそれはないか、こういうような御心配があつたように思ひます。そこで、この企業担保法に基く契約は、この担保の設定は契約に基いていたすわけですから、相手が信用のない事業を認めれば契約をしないまでのことですから、信用のない人に対して企業担保法に基いて貸付をするという心配はまずなからうと思ふ。それから高利貸しがあつて、非常に不当な貸付をしやせぬかという心配については、そういう金貸し業といふものは、金融機関は野放しではないはずであります。大蔵省から相当厳重な監督を受けておると思ひますから、そういう心配はないと思ひます。もし

的に広めることはどうかという心配もございませう。それから、これは何と申しますか、借りる側の方に借りやすくする、借りる場合に便利にするための一つの制度でございますから、日本の金融機関は、まだ、いろいろこれは御批判もございませうが、なお正常な形になつていない、ややもすれば貸し出し競争というふうなものが起つたりして、そういう、何と申しますか、金融機関も、ある程度なおウィークな立場にあるので、あまり現在のバランスを変えるような、借りやすくし過ぎるというふうな形にすることは、いろいろ、現在ではまだなお問題があると思ひます。それから、現在では、實際上長期資金が、本来は社債でまかなわれるべき金が、一般の借入金という形になつておりますけれども、これは、貸し出しなりあるいは経営のルールを正常化するという意味におきまして、本来社債で借りるものは社債で借りたらい、社債で借りるよりよい制度ができましたならば、自然とそういうふうな社債に向いていくだろう、貸し出しのルール、借り入れのルール、經理のルールを正常化するためには、現在はこの程度でいくのが一番いいのではなからうかというふうに考へてゐるわけでありませう。

○古池信三君 ただいまの大蔵省の御答弁は、どうもまだ十分に理解できないのでありますが、時間もありませんから、これ以上議論はいたしません。そこで、この社債の発行ということとは、おおむね大きな会社に限られておるわけですか。実際問題といたしまして、小さい事業者が社債を発行するということは、これはできないだろうと

思ふのであります。しかれば、信用のある事業者は皆大会社であつて、中小事業は信用がないかというところ、そういうものではない。非常に資本金その他の大きい、いわゆる大企業と称せられるものの中にも、不健全なものがないとは言はれない。また、反対に、中小企業でありまして、内容のきわめて堅実なものがあるわけですか。しかし、中小企業であるために、内容は堅実だが、社債を発行することはできないという場合が多いだろうと思ひます。従つて、そういう場合には、堅実なる中小企業のためには、やはりこの長期の貸付金というものが必要になるわけですか。現在の金融関係が正常ではないというふうな、今御説明がありましたけれども、私は、必ずしもそればかりとは言はれないと思ひます。先ほど社会党の委員からも御意見がありました、この企業担保法の成立によつて、資本の大きい大会社の金融上便宜をはかるということに傾いては、これはいけなないので、やはり日本の実情としては、中小企業の金融の上において、企業担保法が十分利用できることを、そういう道を考へていかなければいかぬと思ひます。ところが、そうしますと、どうしても社債に限るといふことが非常に窮屈になる。正常な、堅実な場合には、貸付金に對しましては企業担保法を適用できるような方法を考へるべきであらうと思ひます。たとへて申しますならば、現在においても長期の信用を与へている銀行がありませう。長期信用銀行、あるいはまた、中小企業を対象としてゐる中小企業金融公庫、こういうような金融機関の貸付金に對しまして、その事業の総財産

を担保として浮動性を認めるというところが可能になりますならば、中小企業の利益するところ非常に大きいものがあると思ひます。また、実際に即したやり方であると思ひますが、今回、この大企業に限らないで、あるいは社債に限らないで、特に長期信用銀行なり中小企業金融公庫なりの貸付金に對して限定してもよろしいです。が、企業担保法を利用できるようなことを考へにならるかどうかということについては、大臣の御所見も承わりたい。

○國務大臣(廣澤俊樹君) この点は、だんだん御議論のあつたことで、私も、また、立案に従いました者も全く同感でございます。ただ、今日までの財団抵当制度ではあまりに窮屈であり、煩瑣であり、費用もかかるから、これを少し簡素化して、そうして企業の信用力を増す、そのためにこの制度を作つたのでございませうが、そこでまあ広く会社に及ぼしまして、そしてその財団の構成要素につきましても非常に自由にする。ただ、そこですべての借金についてこれを適用するかという、まず新しい試みであるから社債にだけ限らう、社債と長期の借入金とは違わないじゃないか、そこで及ぼしたらいいじゃないかという考へもありまして、これは非常に検討いたしましたのでございませうけれども、長期の借入金と申しまして、それでは期限をどうするか、借入金というところになりませうと、またいろいろの場合が想像できる、でありますから、まず、とりあへずはこの程度に踏みとどまつて、そしてこれを運用してみまして、その実

績いかんによりましては、さらに長期の借入金にこの制度を及ぼすことはもう当然理由があると思ひます。その方向に向つて進みたいのでございませうが、何分にも新しい試みでございませうから、まずこの辺で踏みとどまつて、そして一応運用の成績を見よう、こういうつもりでございまして、考へ方は、だんだんと御意見のありましたことと全く同感でございます。

○古池信三君 大臣の御信念は了解いたしました。ただこの社債に限るといふことの例外といたしまして、附則において日本開發銀行関係の一号から三号までございませうが、これらの貸付金については、やはり企業担保法の適用を認めておるわけですか。こういうふうな例外を認めておる以上は、ただいま申しましたような中小企業を対象としておる中小企業金融公庫というふうなものに對しましては例外を認めても大した不当な点はなからうかと思ひます。であります、これについて、今度は通産省の方から御意見を承わりたい。

○政府委員(松尾金藏君) 私どもの通産省の立場といたしまして、産業を担當しております企業が、できるだけ自分の資金確保に有利な態勢を作つていただくという点は同じく私どもの強く希望するところでございます。先ほど来お話のございましたように、だんだんとお話のございましたように、そこで、この際、こういう新しい制度をしく第一歩としてこのところにスタートしたのであります。将来の問題として、やはり借入金についてもだんだんとこういうことに習熟をし、金融機関側、さらに企業の側もこういう制度に習熟していくに従つてこの制度の実績

を見ながら、制度の適用範囲の拡大されることを当然希望いたしております。

○古池信三君 次に、この社債権者の利益を保護するという立場から二、三お尋ねをしたいのですが、この法律によりまして、担保権の設定は契約によつてやる、そうなりますと、實際は担保附社債信託法によりまして委託会社と受託会社との間の契約に基づくことにならうと思ひますが、ただそれだけでよろしいのか、あるいは多数の社債権者を保護するという意味合いから、これに對して行政官庁が何かのチェックをする、あるいは認可、承認、そういうふうな必要がないかどうか、これに對して御検討になつたかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(平賀健太君) ただいま御質問の關係は、担保附社債信託法が全面的に適用があるわけでございますので、しかし、企業担保権の關係だけでも、財団抵当担保にする場合にも同じこととございまして、所要の監督の規定、たとえば信託營業の免許の件につきましても五條に適用規定がございませう、その他、社債権者保護に關する規定は担保附社債信託法中にございませう、これで十分ではないかというところで、特別に企業担保権を担保にしました社債発行の場合について監督規定というふうなものは別に設けなかつた次第でございませう。

○古池信三君 担保附社債信託法が全面的に適用があるというお話であります、たとえば、財団担保等におきまする重要な財産をリリースするといふような場合には、あるいは社債権者集會を開くとか、あるいはインデ

チュアによつて厳格なる規定がなされ
ると思ふのであります。で今回のこの
企業担保法によりますと、ただ総財産
が一体として担保に供せられる、こう
いうわけでありますから、その中の
相当重要な財産が移動をしても、こ
れを押える方法がないように考えるの
です。何かそういう場合に對しては、
特別な措置が考へられておるのでござ
いましょうか。それをお伺いします。

○政府委員(平賀健太君) その点に関
しましては、結局社債発行会社と、こ
の受託会社との間で特約を設けまし
て、発行会社がたとへば重要な財産を
処分する、売却する、あるいは担保権
を設定すると、そういうようなことに
つきましては、受託会社の承諾を要す
るという特約を設けて、もしこの
承諾を得ない、同意を得ないでそうい
う処分行為をした場合は、期限の利益
を喪失する、そういうような特約を設
けることによつて、総財産の内容に重
大な変更が生ずるのを未然に防止する
という、そういう措置を講ずることにな
るだらうと思ふのでございます。

○古池信三君 この総財産の中には、
たとえば企業者の所有しておる株式と
いうものも当然入ると思ひますが、こ
の担保附社債信託法の第四條第二項に
よりますと、「株式ヲ物上担保ノ目的
ト為サントストルキハ命令ノ定ムル所
ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ
要ス」とあります。相当厳格な規定が
この担保附社債信託法には規定されて
おるのでありますけれども、今回の場
合はそういう主務官廳の認可というよ
うなものが必要になるだらうと思ふ
のですけれども、それでこの担保附社
債信託法の要求しておる保護という規

定の目的が達成できるものでありま
しょうか、どうでしようか。

○政府委員(平賀健太君) この担保附
社債信託法四條二項の、「株式ヲ物上
担保ノ目的ト」する場合、これは株式
質の場合と思ひますが、特別担保の目
的として株式をとるといふ場合は、ま
さしくこれは相場の変動なんかもある
關係で、担保価値が不安定であります
ので、主務官廳の認可というすることに
なつておると思ふのでございます。と
ころが、企業担保権の場合には、なる
べくその社債発行会社の持つておりま
すところの他の会社の株式なんかはも
ちろん総財産の一部でありますので、
企業担保権の目的になるわけではござ
いませうけれども、それだけが担保にな
るという性質のものではありませんの
で、担保附社債信託法四條二項のよう
な趣旨の規定は必要ないように思ふの
でございします。

それからなお会社の総財産というも
のは、変動常なものの場合によつた
重要なものが逃げてしまつて中身が
なくなつてしまふというおそれも、こ
れは観念的には考へられないわけでは
ございませうけれども、そこは受託会
社の見込みと申しますか、受託会社を
信用しまして社債権者に不利をしない
だらうというところで、受託会社を信
頼しても差しつかえないのではなか
うかというふうに考へておる次第で
ございします。従ひまして、企業担保権
を担保として社債発行をする場合は、特
に主務官廳の認可を要するといふこと
までしなくてもよいのではないだらう
か、そういうふうに考へております。

○古池信三君 この総財産の中のある
重要な財産について、これをはずさ
るという場合には、受託会社との間の契
約に基いてその承諾を得なければなら
ぬ、こういうことを先ほど御説明であ
ります。それは担保価値の減少を防ご
うという趣旨だらうと思ふのでありま
すが、同様に株式といふものは今御説
明があつたように、相場は非常に変動
するものです。従つて、担保権設定当
時は相当高い価値を持つておつた株式
を含めて総財産といふものを担保にし
た場合に、相場の変動によつてその株
式の価値が非常に下落したといふ場合
には、その総財産の担保価値というも
のはまた減少するわけですから、その場
合には、受託会社は何ら相談を受けるこ
とができぬわけでありまして、自然に
社債権者の不利を招致するといふこと
になるわけですから、そう考へますと、
ここに担保附社債信託法の第四條二項
に規定された趣旨といふものが、やは
り今回の場合においても勘案されなけ
ればならぬのではないかと気がいた
つたのであります。株の変動といふ
ことは、それだけを特定の担保物件と
して物上担保を設定した場合の総財産
の一部としてある場合と、変動におい
ては変りはないわけですか、これにつ
いてはどうお考えですか。

○政府委員(平賀健太君) その点はお
説の通りに考へられるのでござい
ます。株式会社の総財産といふ場合
には、一般にはその中で、その会社の
持つておる株式が総財産の中の重要な
部分を占めておるといふことは異例に
属するのではなからうか。もつと物
的な企業施設、その他無体財産権、在
庫の商品、そういうものがむしろ財産
の主体ではないかといふふうに考へら
れるわけではございします。であります

ら、社債発行会社の財産の主たる部分
が株式であるといふ場合だらうたら、受
託会社としては企業担保権を設定する
ことを差し控えるのではなからうか、
非常に財産關係がはつきり、変動しま
して安定しておりませんので、その場
合には、受託会社としては企業担保権
附では社債の引き受けはしないだろ
う、そういうふうに考へられるわけ
でございします。

○古池信三君 ただいまの御議論から
いいますと、株式だけを物上担保の目
的とするといふことは非常に危険性が
多いわけですから、そうなればだれも株式
を担保にして金を貸さぬだらうといふ
議論になるわけですが、その点はどう
ですか。

○政府委員(平賀健太君) これは實際
の經濟界の取引、その点は取引にまか
せておいていいことではないか、ただ
四條の二項は、社債権者の保護といふ
見地から、株式を社債の担保とする場
合には、社債権者の保護の必要上、單
なる取引の實際にまかせるわけにはい
かぬといふことで、四條の二項の規定
ができたんだらうと思ふのでございま
す。しかし、一般の場合、株式を担保
にしまして金の貸し借りが行われると
いうこと、これは實際社債権者といふ
ものがなない場合には、銀行對産業、た
とへば事業会社との間の取引で、そう
いふことが行われるのはこれは一向差
しつかないことじゃないか、こう思
ふ次第でございします。

○古池信三君 いや、ただいまのは、
担保附社債信託法によつて社債を發行
する場合に、その担保として株式を利
用しよう、こういうことが第四條の二
項であらうと思ふのです。従つて、多

数の社債権者の権利、利益に重大な影
響を持つといふ点からいへば、同様で
あらうと思ふのです。受託会社だけの
利益じゃないのです。そのうしろには、多
数の社債権者がいるわけですから、そ
の点からいへば同様であらうと思ふの
であります。もう一度この点につ
いて御意見伺いたい。

○政府委員(平賀健太君) 同じことを
繰り返すようではございしますが、会社
の総財産の中には、株式もある場合も
ございしますが、そのほかにも多くの
財産があるわけではございまして、受託
会社の方で企業担保権で十分だと認め
て信託契約を結びました場合には、そ
れでいいのではないか。特に主務官廳
の認可を要するまでしなくてもいい
だらうという趣旨でございします。

○古池信三君 それでは最後に一点だ
け御質問をいたしますが、企業担保法
によりますと、担保権の実行の方法と
いたしまして、これは直ちに差し押え
をしてさうして三十七條によつて換価
処分をする、こういうふうになつてお
るわけですから、従つて、この担保権の
実行によつて、一体として動いておる
企業がそこでストップしてしまふとい
うわけになる。かように考へますと、
と、せつかくかような企業が、いま
で、中には相當な歴史もありまし
う、一体として運営されておつたもの
が、たまたま弁済不能のために一括し
て競売される、あるいは任意売却され
るというのでは、その事業をたちまち
殺してしまふわけになるのでありま
す。従つて、かような際には、強制処
分だけでなく、これはかりでなく、むしろ
政府が適當な人を選んで、強制管理を
させる、さうして引き續いてこの事業

を運営させて、それによつて得たる収
益をもつて弁済に充てる、こういうこ
とを考えても、企業を一体として、その
財産を担保としていこうというこの法
案の趣旨から申しまして、適切ではな
いかと思ふのですが、なぜそういうこ
とをお考えにならなかったのでありま
しょうか。

○政府委員(平賀健太君) 不動産に対
する強制執行の場合には、ただいまお
説のように、強制管理というようなこ
とと強制処分と二通りの制度がござい
まして、その趣旨を持つてくれば、こ
ちらにおきまして強制管理というも
のが考えられていいのじゃないか、管
財人が会社の経営の衝に当りまして、
上つた収益から弁済をしていくという
ことが考えられないわけではないので
ございまして、非常に手続が複雑にな
ります。上つた収益と申しまして、
個々の不動産をたとえば強制管理する
場合は至つて事が簡単であります。た
とえば、他に貸し付けて上つてくる賃
料を弁済に充てるというふうなことに
なるわけでありまして、会社を経営し
て出てきた収益、これは株主に配当す
べきものを企業担保権者に渡していく
ということになるわけでありまして、
会社の経営を管財人がやらなければな
らない、これは非常に大へんなことに
なつてくるわけで、実際問題としてう
まくいくかどうか、非常に疑問がある
わけでございます。不動産の強制執行
の場合の強制管理すらも現在の実情で
はほとんど例がない、非常に手続が複
雑で実効の上らぬものであります。こ
ころが、会社の経営の強制管理とな
りますと、事柄はもっと複雑になりま
す、おそらくこれは実効が上らないで

ある、そののみならず、非常に手続
が複雑になりまして、有名無用の制度
になる公算が非常に多いと思ひますの
で、また、実務上においても強制管理
というふうな方法はとらない方がいい
という意見が圧倒的に強かつたもので
ございまして、強制管理というもの
をとらなかつた次第でございまして、こ
とに懸念いたしておりますのは、労働
関係なんかやはり問題になつてくる
わけで、管財人は労働組合を相手に団
体交渉をやらなくちゃならぬというよ
うなことになるのであります、とても
担保権の実行としては非実際的この上
もないものになつてしまふおそれが多
分にあるわけで、そういう関係で強制
管理というものはやめたのでございま
す。

○古池信三君 ただいまの御意見につ
きまして、私としまして相当な意見
を持つておりますけれども、本日は議
論することを避けまして、時間も参り
ましたので、質問はこの程度で打ち切
ります。

○委員長(青山正一君) 大蔵省の庭山
経済課長なり、平賀局長に申し上げま
す。先ほど高橋委員なり古池委員より
調査依頼の件は、商工委員長まで書類
として至急御提出願いたいと思いま
す。

ほかに御質問もないようございま
すから、これにて本日は終了すること
にいたしますが、法務委員
会におきましては、企業担保法案につ
きまして、明十四日午後一時、第二回
参考人として、鈴木竹雄東大教授、堀越
三郎三経団連事務局長、間島達夫開銀理
事、松崎健吉中政連政策局長の四名か
ら御意見を伺ふことになつております。

す。つきましては、本連合審査会は本
日をもつて終了することにいたします
が、商工委員有志の方は、当日委員
外議員として御出席下さるより、特に
お願いいたします。

それでは本連合審査会、本日をも
つて終了することにいたしたいと存
じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青山正一君) 御異議ないと
認めます。それではこれにて散会いた
します。

午後四時四十八分散会